

令和7年7月号

e~ろうむ.net

(い い 労 務)

社会保険労務士事務所NKサポート

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿 4-1-10-205

電話：03-6304-2745

F A X：03-6304-2744

E-mail：info@e-606.net

中小企業の正社員賃上げ率 4.03% 実施しない企業も 二極化傾向に～日本商工会議所・東京商工会議所の調査より

日本商工会議所・東京商工会議所は6月4日、「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果を発表しました。全国の会員企業を対象に調査したもので、2025年4月14日から5月16日にかけて行い、3,042社から回答を得ました。

定期昇給とベースアップを合わせた正社員の賃上げ率が平均で4%を超えましたが、一方で、賃上げしない企業も全体の2割に及び、二極化の傾向がみられるとしています。

◆賃上げを実施する企業は全体で約7割、20人以下の小規模企業で約6割

2025年度に賃上げを実施した企業(予定を含む)は69.6%と、前年より4.7ポイント低下しました。20人以下の小規模企業では57.7%で5.6ポイント低下しています。

また、現時点で「未定」との回答は23.5%で3.1ポイント上昇。価格転嫁の遅れや米国関税措置等で先行き不透明感を懸念する声もあり、昨年に比べ、「未定」の回答が増加しています。

◆正社員の賃上げ率は4.03%、昨年比0.41ポイントの増加

中小企業全体の正社員の賃上げ額(月給)は、加重平均で1万1,074円と、昨年より1,412円上回りました。賃上げ率は4.03%で、昨年対比では、0.41ポイント増加しています。

20人以下の小規模企業では、賃上げ額(月給)は加重平均9,568円、賃上げ率は3.54%で、昨年より0.20ポ

イントの増加です。

◆パート・アルバイトの賃上げ率は4.21%、昨年比0.78ポイントの上昇

パート・アルバイト等の賃上げ額(時給)は46.5円、賃上げ率は4.21%で0.78ポイントの増加です。

一方、20人以下の小規模企業では、賃上げ額は37.4円、賃上げ率は3.30%で、昨年より0.58ポイントの減少となっています。

賃上げ率は全体では4%を超えるなど、中小企業も賃上げに最大限努力していますが、小規模企業は全体と比較し賃上げ額・率ともに低位となっていることから、より重点的な支援が求められます。

【日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果】

https://www.jcci.or.jp/20250604_research.pdf

7月の税務と労務の手続提出期限 【提出先・納付先】

10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限
[年金事務所または健保組合] <7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付 <1月～6月分>
[郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

- 労働保険の今年度の概算保険料と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限 <年度更新>
[労働基準監督署]

- 労働保険料の納付 <延納第1期分>
[郵便局または銀行]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請 <6月30日の現況>の提出 [税務署]

- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

31日

- 所得税予定納税額の納付 <第1期分>
[郵便局または銀行]

- 労働者死傷病報告の提出 <休業4日未満、4月～6月分> [労働基準監督署]

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

- 固定資産税・都市計画税の納付 <第2期>
[郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。